

○奈良県警察提案制度実施規程の運用について

(平成8年1月12日例規第2号)

[沿革] 平成26年2月例規第5号、29年3月第6号改正

奈良県警察提案制度実施規程(平成8年1月奈良県警察本部訓令第2号。以下「規程」という。)については、下記により運用するので、誤りのないようにされたい。

なお、事務合理化の徹底について(昭和36年9月奈本例規第1号)は、廃止する。

記

1 所属長の責務(第2条関係)

- (1) この種制度は、往々にして形式に流れるおそれがあることから、特に継続的に行われるよう、常に提案の気風の醸成に努めること。
- (2) 所属委員会及び総合改善委員会における審議は、常に積極的に取り組み、建設的な意見については、可能な限り採択するよう努めること。
- (3) 所属長は、各種会議における発言、巡視の際に出された意見等についても建設的なものであれば、これを提案書として提出することを促すなど生きた制度運用に努めること。

2 提案の方法(第3条関係)

- (1) 提案は、個人又はグループを問わないものとする。ただし、グループで提案する場合は、その代表者の氏名等を提案書(規程別記様式第1号)の提案者の欄に記入するとともに他の者の氏名を提案書の備考欄に記入すること。
- (2) 提案に関連する資料がある場合は、これを提案書に添付すること。
- (3) 提案者は、所属委員会又は総合改善委員会における審議結果の公表に際しての氏名の公表の可否について、提案書に記入すること。

3 所属委員会の名称及び取扱い事務(第4条関係)

- (1) 所属委員会の名称は、それぞれの所属の名称を冠し、警察本部にあっては「〇〇課(隊、所、校)提案審査委員会」、警察署にあっては「〇〇署提案審査委員会」とする。
- (2) 所属委員会の庶務を担当する警察本部各所属の庶務係及び警察署の警務課(係)においては、次の事務を処理するものとする。
 - ア 職員からの提案事項をとりまとめ、所属委員会へ提出すること。
 - イ 所属委員会での採択事項を主管係へ通報すること。
 - ウ 総合改善委員会で審議を必要とする提案事項を総合改善委員会に送付すること。
 - エ 所属委員会及び総合改善委員会の審議結果を提案者に通知すること。

オ 所属委員会における議事を記録すること。

カ 所属委員会における審議結果を総合改善委員会に報告すること。

キ その他提案制度の実施に関し付随する事務

4 所属委員会の組織等（第5条関係）

所属委員会の委員は所属長が指名することとしたが、その指名に当たっては、警察本部にあって課長補佐以上、警察署にあっては課長以上等と固定化することなく、提案の内容に応じて、その事務の担当者を加えるなど柔軟な組織とすること。

5 所属委員会の会議（第7条関係）

所属委員会の会議については、速やかな対応を行うため、開催時期を明記せず「随時開催」としたものであり、提案の提出状況により柔軟に対応すること。

6 総合改善委員会への送付（第8条関係）

奈良県警察全体に影響を及ぼすもの、統一を期する必要があるもの及び所属委員会限りでは採否の判断をすることが困難なもの等とは、おおむね次のようなものをいう。

- (1) 規則、訓令又は例規等の一部改正が必要となるもの
- (2) 検察庁、知事部局等他機関との協議が必要なもの
- (3) 勤務制度、給与制度等一つの所属における運用が困難なもの
- (4) 新たな予算を必要とするもの

7 総合改善委員会の会議（第12条関係）

総合改善委員会の庶務を担当する警務部警務課においては、次の事務を処理するものとする。

- (1) 各所属委員会からの提案事項を分類し、当該提案の内容を主管する警察本部の所属（以下「本部主管課」という。）に送付すること。
- (2) 本部主管課からの検討結果を取りまとめて、総合改善委員会に提出すること。
- (3) 採択事項を本部主管課へ通報すること。
- (4) 総合改善委員会での審議結果を提案者及び当該提案者の所属委員会に通知すること（専門部会等で調査及び研究がなされることとなった提案事項についての提案者に対する通報を含む。）。
- (5) 総合改善委員会における議事を記録すること。
- (6) 総合改善委員会での審議結果及び所属委員会からの報告に基づく提案の状況を部内に公表すること。
- (7) 専門部会又は各種委員会との連絡調整
- (8) その他提案制度の実施に関し付随する事務

8 提案の処理（第6条、第13条関係）

- (1) 所属委員会は、提案の受理後、原則として2週間以内に当該提案に対する審議を行い結論を出すものとする。
- (2) 総合改善委員会から提案の送付を受けた本部主管課は、原則として2週間以内に検討結果を提案処理カード（本部用）（規程別記様式第5号）に記入の上総合改善委員会に報告するものとする。ただし、本部主管課は、提案の内容により2週間で結論を出すことができない場合は、総合改善委員会事務局に事前に連絡の上、更に2週間以内で必要な期間延長することができるものとする。
- (3) 提案の処理についての系統図については、別図のとおりである。

9 専門部会（第14条関係）

- (1) 専門部会は、総合改善委員会において、更に検討を要すると認められた提案事項について調査及び研究するために設置するものであり、部会長は、原則として当該提案の内容を主管する所属の長とし、部会員は部会長の意見を聴いて指名するものとする。
- (2) 総合改善委員会委員長は、調査及び研究する提案事項の内容が既存の委員会における審議事項であると認めるときは、当該委員会の委員長に連絡の上、専門部会の設置に代えて当該提案事項の調査及び研究を依頼するものとする。
- (3) 専門部会及び前記(2)により依頼を受けた委員会は、3月以内に総合改善委員会委員長にその調査及び研究の結果を報告又は答申するものとする。ただし、この期間は、総合改善委員会委員長の承認を得て延長することができる。
- (4) 総合改善委員会委員長は、必要により専門部会又は調査及び研究を依頼した委員会に対し中間報告を求めることができるものとする。

10 所属委員会における審議結果の報告（第15条関係）

- (1) 所属委員会は、提案処理報告書（規程別記様式第6号）の送付に当たっては、採択した提案の実施状況、所属職員等の反響等について可能な限り付記するものとし、提案処理報告書で報告できなかったものについては、適宜本部主管課及び総合改善委員会に対し申報するなど、採択事項の実施状況の把握及び報告に努めるものとする。
- (2) 所属委員会において採択した提案のうち優秀と認め、表彰を行った提案については、その旨を提案処理報告書に付記するものとする。
- (3) 提案処理報告書には、所属委員会において採否を決定した提案に係るすべての提案書の写し（総合改善委員会に送付したものを除く。）を添付するものとする。

11 審議結果の報告等（第16条関係）

- (1) 総合改善委員会は、提案の審議結果を次の区分に従ってその理由及び措置を明確に示すものとする。

ア 採用

適正な提案で、速やかに改善又は実現可能なもの

イ 一部採用

提案の一部は適正な内容であり、改善又は実現可能なもの

ウ 要検討

(ア) 独創的で有益な提案であるが、予算その他に制約されるほか関係機関との調整が必要であり、その実施については相当の期間を必要とすると認められるもの

(イ) 現段階での実施は困難であり、本部主管課において今後の施策への反映の可否を調査及び検討する必要があるもの

エ 不採用

(ア) 採用することが不可能なもの

(イ) 提案の趣旨に沿った内容が既に実施されているもの若しくは実施に向けて検討中のもの又は既に提案されたもの

(2) 前記(1)の審議結果の区分については、所属委員会の審議について準用するものとする。

(3) 採択された提案の処理結果についての本部主管課の警察本部長に対する報告については、当該処理に係る手続の決裁をもって代えることができる。この場合において、本部主管課の長は、総合改善委員会委員長に合議するものとする。

12 審議結果の通知等（第17条関係）

総合改善委員会から所属委員会に対する通知は、提案者に対する提案審議結果通知書（規程別記様式第7号）の写しを送付して行うものとする。

13 表彰（第19条関係）

各所属長は、各所属委員会で採択した優秀な提案については、積極的な賞揚に努めなければならない。

別図（8 関係）

提案処理系統図

